

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月20日

群馬県知事 殿



提出者 〒370-0351
住 所 群馬県太田市新田大町663番地
氏 名 大木建設株式会社
代表取締役 荒木俊昌
電話番号 0276-57-0538

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大木建設株式会社
事業場の所在地	群馬県太田市新田大町663番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

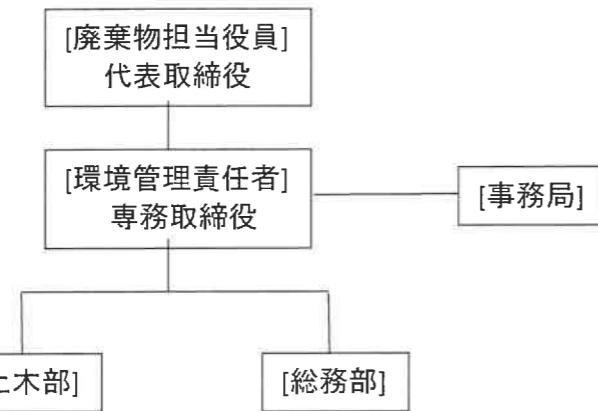
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：建設業 中分類：一般土木建築工事業
②事業の規模	639,000,000円
③従業員数	19人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>現場 (例)太田市</p> <p>現場 (例)桐生市</p> <p>現場 (例)みどり市</p> <p>中間処理業者 → 再生利用業者</p>

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物管理責任者、特別管理産業廃棄物責任者：専務取締役

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず
	排 出 量	77.13 t	7.05 t
(これまでに実施した取組)			
・全て公共工事における産業廃棄物の排出になるため、排出先を再生利用業者に搬出した			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず
	排 出 量	80 t	10 t
(今後実施する予定の取組)			
・今後も搬出先を再生利用業者に搬出する			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	・廃プラ、木くず、金属くず、がれき類等の各分別場所を設定し、各種類ごとに再生利用業者に搬出している		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	・現状同様に分別し、再生利用業者に搬出する		

がれき類	廃プラスチック類		
1470.86 t	1 t	t	t

がれき類	廃プラスチック類	汚泥	
1400 t	2 t	8 t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		
・実施していない		

がれき類	廃プラスチック類		
0 t	0 t	t	t

【目標】		
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)		
・実施予定なし		

がれき類	廃プラスチック類	汚泥	
0 t	0 t	0 t	t

【前年度（令和5年度）実績】		
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		
・実施していない		

がれき類	廃プラスチック類		
0 t	0 t	t	t
0 t	0 t	t	t

【目標】		
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)		
・実施予定なし		

がれき類	廃プラスチック類	汚泥	
0 t	0 t	0 t	t
0 t	0 t	0 t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
・実施していない			

【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	木くず
	全処理委託量	77.13 t	7.05 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	77.13 t	7.05 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・全て公共事業における産業廃棄物の排出になるため、排出先を再生利用業者に搬出した			

がれき類	廃プラスチック類		
0 t	0 t	t	t

がれき類	廃プラスチック類	汚泥	
0 t	0 t	0 t	t

【目標】	
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 木くず
全処理委託量	80 t 10 t
優良認定処理業者への処理委託量	t t
再生利用業者への処理委託量	80 t 10 t
認定熱回収業者への処理委託量	t t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
(今後実施する予定の取組) ・今後も排出先を再生利用業者に搬出する	

がれき類	廃プラスチック類	汚泥	
1400 t	2 t	8 t	t
t	t	t	t
1400 t	2 t	8 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

※事務処理欄